

環境

「燃えるごみ」の新たな
分別収集について

次の5点について伺う。

Q 1 再資源化が必要
な「燃えるごみ」の
量と焼却ごみとの現状に
ついて

2 「燃えるごみ」収集回
数の変更について

3 分別の現状と今後の考
え方について

4 新たな分別収集実施の
円滑な推進について

5 幼児学園や学校及び庁
舎の生ごみの再資源化に
ついて

A 平成19年度の環境セ
ンターへの「燃える
ごみ」搬入実績は、^{16,400}トン
で、内訳は、紙類が41%で
約^{6,750}トン、プラスチック類
が17%で約^{2,800}トンとなつて
いる。この中に大きな割合
で再資源化できるものが含
まれている。

2点目について、本年10
月から基本的に週3回行つ
ている「燃えるごみ」の収
集を週2回に変更する。

3点目について、現在、
町の分別品目数は、14品目

だが、10月から新たに容器
包装プラスチック、スプレー
缶類、その他紙の分別収集
を実施すると、17品目にな
り、分別収集計画で計画し
ている分別は、すべて実施
したことになる。

4点目について、2月に
各地域でごみ収集の変更し
たところである。

今後、円滑な推進を図つ
ていくため、6月から8月
にかけて実施する詳細説明会
を通じ、きめ細かな説明に
努め、広報誌やホームページ
等においても新たな分別
収集について周知を図る。

5点目について、学校で
は、湯本、箱根の森小学校
の2校に、生ごみ処理機を
導入し、再資源化を図って
いる。その他の施設につい
ても、調理ごみは発生する
ものの、給食の残菜につい
ては、調理法等の工夫によ
りほとんどない状況である。

なお、庁舎の生ごみにつ
いては事業者が再資源化を
働きかけていきたい。

福祉

利用者も働く人も安心できる
介護制度の改善について

次の5点について伺う。

Q 1 保険料、利用料
の減免制度の拡充
について

2 認定制度の改善とケア
マネージャーの支援につ
いて

3 サービス基盤の整備に
ついて

4 介護労働者の労働条件
の改善について

5 地域包括支援センター
は、町直営で行い、高齢
者の生活支援や健康づく
りに責任を果たすことに
ついて

A 1点目について、町
では、条例や要綱に
基づき、年度途中に
おいて被災された場合や著
しく収入が減少した場合な
どに減免を行っている。

また、利用料の減免につ
いては、介護保険サービス
を利用する際の自己負担額
の軽減について、町独自の
制度として「介護保険サー
ビス利用者負担助成事業」
を実施している。

2点目について、本年4

月からは、認定調査項目が
改正されるところであり、
適正な認定が図れるよう改
善していく。また、地域包
括支援センターと協力しな
がら、定期的な連絡会をと
おしてケアマネージャーを
支援していきたい。

3点目について、引き続
き町内事業所の開設につ
いて努力し、個人に応じたサ
ビスの提供ができるよう基
盤整備を推進したい。

4点目について、介護報
酬の引き上げが行われるが、
今後、利用者や事業者の意
見を伺いながら、介護に携
わる人たちが誇りと自信を
持つて仕事ができるよう研
究したい。

5点目について、介護に
関する相談や総合的な支援
業務を行い、十分に業務内
容を認識していること、ま
た、主任ケアマネージャー
や社会福祉士もおり、保健
師だけを派遣すれば、すぐ
に業務を行える状況であつ
たので、社会福祉協議会へ
の委託が最善と判断した。

市
都
整備

仙石原地域の道路整備
について

次の3点について伺う。

Q 1 仙石原交差点改
良について

2 仙石原バイパス・緑道
について

3 ススキ草原付近(県道75
号線の歩道整備)について

A 平成13年1月に仙石
原地域総合整備協議
会役員や地権者等を対象に
県が示した3案のうち、ア
ンケート結果で最も地元
了解が得られた案の計画や
スケジュールの説明があり、
同年12月には、地元説明会
も開催され、現在の計画案
で了解が得られたと聞いて
いる。

3点目について、継続的
に県に歩道設置の要望をし
ており、地元の仙石原地域
総合整備協議会からも環境
省へ規制緩和の要望をされ
た経緯がある。

平成17年度には「仙石原
すすき草原歩道整備等検討
会」が組織され、検討の結
果、町道仙1号線交差点か
ら高原交差点までの間で、
道路敷きの歩道が設置され
ることになった。

また、ポーラ美術館駐車
場までの間については、特
別保護地区という難しさも
あり、実現可能な手法を模
索している。